

特集

安全・安心なまちづくりのために 「不当要求を許さない！」

平成 19 年 4 月、長崎市長が銃撃され死亡する事件が発生し、市民生活を大きくおびやかしました。

この事件の背景には、受注を狙った公共工事や車の修理代の強要など、行政に対する「不当要求」が 30 回以上にも及んでいたと報道されています。

特集では、企業や行政に対する不当要求とは何か、その対応策や不当要求を行う団体などを排除するための取り組みを紹介します。



不当要求とは?

— 不当要求の手口と現状 —

「不当要求」とは、どのようなものでしょうか。

ここでは、法務省人権擁護局が行ったアンケート調査の結果を基に不当要求の具体的な手口や被害の現状を紹介します。

● 不当要求とは?

暴力団その他の反社会的勢力が、金銭や各種の利権その他の経済的利益を供与させるために、威力等を背景に違法または不当な要求を行うことをいいます。

● 不当要求の現状

法務省人権擁護局が、国や地方自治体を除いた全国の12業種、約2、300事業所を対象に行ったアンケート調査結果の中から、不当要求に関する回答をみてみましょう。

● 調査結果の概要

回答のあった事業所のうち不当要求を受けた事業所(被害率)は、全体の23・6%になっており、そのうち「全部」または「一部」不当な要求に応じた比率(応諾率)は14・6%となっています。

・業種ごとの被害率(上位5つ)

- ① 建設業 37・5%
 - ② 卸売業 30・4%
 - ③ 農業協同組合 26・6%
 - ④ 製造業 26・5%
 - ⑤ 運輸通信業 21・8%
- 建設業が不当要求を受ける率が高くなっています。

・業種ごとの応諾率(上位5つ)

- ① 建設業 21・2%
 - ② 農業協同組合 17・6%
 - ③ サービス業 12・8%
 - ④ 製造業 12・2%
 - ⑤ マスコミ業 11・8%
- 建設業のうち約5事業所に1事業所が不当な要求に応じています。

・不当要求の種類(上位5つ)

- ① 機関紙・図書等物品購入の強要 85・2%
- ② 寄附金・賛助金の強要 17・5%
- ③ 機関紙等への広告掲載の強要 6・3%
- ④ 名簿の購入の強要 6・3%

- ⑤ 示談金の強要 5・2%
- 違法・不当な要求のほとんどが機関紙・図書等物品購入の強要です。

・不当要求の手口(上位5つ)

- ① 執拗に電話をかけてくる 51・3%
 - ② 人権問題を持ち出して脅す 49・6%
 - ③ 大声で威嚇する 24・5%
 - ④ 責任者に会わせると言って脅す 13・1%
 - ⑤ 事務所に多数で押しかけるぞと脅す 7・9%
- 電話などを使って脅したり、大声で威嚇し不当な要求を行っています。

● 県内・市内の不当要求の状況

県内にも不当要求を行うような、暴力団その他の反社会的勢力が存在します。長崎県警は、平成18年度中に106件(104人)の暴力団関係者を検挙しましたが、暴力団その他の反社会的勢力の壊滅には至っていません。

松浦警察署管内では、毎月30件以上いろいろな相談が寄せられており、その中でも不当要求に関する相談は年々増加傾向にあります。

松浦警察署は、不用意に応諾せず、まず警察に相談するようにと注意を呼びかけています。



松浦警察署 警務課 相談係長
中村 武彦 警部補

不用意に応諾しないこと!

松浦警察署には毎日いろいろな相談が寄せられていて、不当要求に関する相談もあります。しかし、相談されるのは氷山の一角であって、実際は相応の件数の不当要求があり、中には応諾して金銭を支払った事例もあります。

雑誌購読などを要求する団体同士は、裏でつながっている場合もあります。1か所くらいならと思つて購読にしていると別のところからも電話があり「よその雑誌は購読できるのにうちの本はできないのか!差別するのかわ!」などと購読を迫られることもあります。悩む前に警察に相談してください。